

障がいのある子どもへの支援

身体障害者手帳

問 社会福祉課 ☎575-1274

申 社会福祉課、各総合支所(保原以外) 市民福祉係

身体障害者手帳は身体(肢体、視覚、聴覚、心臓、腎臓、肝臓など)のいずれかに、一定の障がいがある方に対して交付されます。原則3歳以上となり、障がい程度に応じて1級から6級に区分されます。申請により、手帳に書かれた障がいの種類及び等級に応じて、各種サービスが受けられます。



療育手帳

問 社会福祉課 ☎575-1274

申 社会福祉課、各総合支所(保原以外) 市民福祉係

療育手帳は知的に障がいがある方に対して交付されます。障がいの程度に応じて「A」と「B」に区分されます。各種サービスを利用する場合や特別支援学校に入学する場合に必要となります。



精神障害者保健福祉手帳

問 社会福祉課 ☎575-1274

申 社会福祉課、各総合支所(保原以外) 市民福祉係

精神保健福祉手帳は、精神に障がいのある方に交付されます。障がいの程度により1級～3級に区分され、手帳の有効期間は、手帳交付日から2年間です。



発達

特別な支援を要する児童生徒の学びの場

問 学校教育課 ☎573-5833

障がい等により、特別な支援を要するお子さんの学びの場として、特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校があります。

詳しくは、伊達市ホームページ(右記二次元コード)をご覧ください。



こんな時の対処法

① 頭を強く打った!

意識がない場合は頭を高くして寝かせ、耳や鼻から血などの液体が出ている場合は出ている方を下にして寝かせます。

その後すぐに救急車を呼びましょう。

※他にも、吐く・顔色が悪い・普段はかかないいびきをかくなど、

異変が見られる場合はすぐに病院へ連れて行きましょう。



障がいのある子どもへの支援

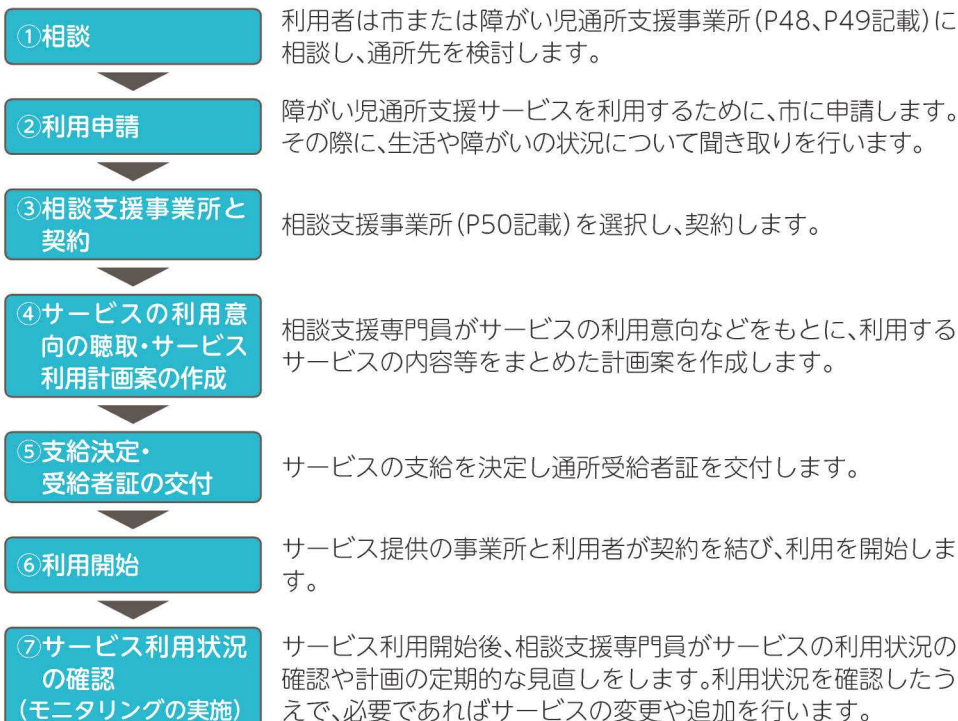
障がい児通所支援のサービスを利用するには

問 ネウボラ推進課 ☎573-5652

障がい児通所支援のサービスを利用するためには、支給（利用）の決定による通所受給者証の交付を受ける必要があります。

サービスを利用した場合は、市と利用者で費用を負担します。

● サービスを利用するまでの流れ



こんな時の対処法

② 胸やお腹を強く打った！

静かに寝かせて、様子を見ます。

打ち身やあざが出来た場合、冷たくしたタオルで患部を冷やしてあげましょう。

※顔色が悪い・吐くなどの異変が見られる場合、救急車を呼ぶか、すぐに病院へ連れて行きましょう。



能

障がいのある子どもへの支援

● 障がい児通所支援事業



内容	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など、対象児の年齢や障がいの種類によって利用できるサービスを提供します。 ※利用するには、ネウボラ推進課子育て支援係で発行する受給者証が必要となります。	
対象者	● 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ● 児童相談所、保健センター、医療機関等から療育の必要性を求められた児童 ※手帳をお持ちでない場合、受給者証申請の際に、診断書や意見書等の客観的に支援の必要性が認められる資料が必要です。	
事業所	児童発達支援 未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などのサービスを施設において提供します。	
	伊達市ひまわり園	保原町富沢字羽山5-3 ☎576-6978
	こども支援センターハイジ	保原町字泉町80 ☎575-3466
	シャロームこどもセンターピサンリ	保原町字西町73-3 ☎529-6627
	児童デイサポートふくろう伊達	長岡7 ☎529-7428
	こども支援くるみ	片町10-3 ☎573-0997
	こどもサポート事業所 森のうさぎ	梁川町字西土橋86-口 ☎572-5744
	児童発達支援たんちゃん	梁川町広瀬町18 ☎572-5233
	児童発達支援センター 療育・家族支援・地域支援における中核的な役割を担い、障害のある子どもの家族や関係者に対し、専門的な助言や必要な援助を行います。児童発達支援だけでなく、保育所等訪問支援や肢体不自由児の機能訓練や治療を行う事業所もあります。	
	シャロームこどもセンターピサンリ	保原町字西町73-3 ☎529-6627
	こども支援センターハイジ	保原町字泉町80 ☎575-3466
	福島市こども発達支援センター	福島市森合町10-1 (福島市保健福祉センター1階) ☎534-6074

広 告



放課後等デイサービス

ほーかごひろば

伊達市保原町字内町13-14

TEL 024-573-7781

みんなのひろば

● フリースクールみんなのひろば
● みんなのひろば高等部

伊達市保原町字中村町41-1

TEL 024-575-0157



事業所	放課後等デイサービス		
	就学児(高校3年生まで)に対し、終業後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などのサービスを施設において提供します。		
	伊達市すまいる園	保原町富沢字羽山5-3	☎573-9221
	放課後等デイサービスハイジ	保原町字泉町101-7	☎575-3466
	指定放課後等デイサービスいぶぎ	梁川町字本町62	☎563-3690
	伊達市にじいろ園	保原町富沢字羽山5-3	☎597-7270
	指定放課後等デイサービスいぶぎ伊達	宮前23-12	☎573-8116
	放課後等デイサービスほーかごひろば	保原町字内町13-14	☎573-7781
	放課後等デイサービスココル	保原町字元町13-1	☎572-6094
	指定放課後等デイサービスいぶぎ保原	保原町字京門6-12	☎572-5331
	こどもサポート事業所 カノン	保原町字元町23-6	☎597-7569
	児童デイサポートふくろう伊達	長岡7	☎529-7428
	こどもサポート事業所 森のうさぎ	梁川町字西土橋86-口	☎572-5744
	指定放課後等デイサービスいぶぎ保原中央	保原町字久保58-1	☎572-6911
	こども支援くるみ	片町10-3	☎573-0997
	放課後等デイサービス ひろせ	保原町字久保9-3	☎573-1822
	指定放課後等デイサービスゆいまーる福島	保原町字元木91-7	☎572-7004
	放課後等デイサービスキラキラ上台	上台10-6	☎597-7462
	伊達市第2すまいる園	保原町富沢字羽山5-3	☎563-3136
	ミライムキッズアカデミー保原中央教室	保原町字宮下110-3	☎573-4795
	指定放課後等デイサービスたんちゃん	梁川町広瀬町18	☎572-5233
	指定放課後等デイサービス いぶぎ本店	保原町字久保58-1	☎597-6833

障がい児通所支援に通所する際の交通費(住居と施設間)の一部を助成しています。詳しくは社会福祉課(☎575-1274)へ問い合わせください。

広 告

指定放課後等デイサービス



いぶぎ

まなびと療育を
組み合わせたデイサービス

私たちの目指すもの

安心できる場所づくり
お子様の「できる」を伸ばします
楽しみを一緒に見つけます



放課後等 デイサービスいぶぎ 〒960-0783 伊達市梁川町本町62 TEL 024-563-3690 FAX 024-563-3963	放課後等 デイサービスいぶぎ伊達 〒960-0413 伊達市宮前23-12 TEL 024-573-8116 FAX 024-573-8119	放課後等 デイサービスいぶぎ保原 〒960-0678 伊達市保原町字京門6-12 TEL 024-572-5331 FAX 024-572-5332	放課後等 デイサービスいぶぎ保原中央 〒960-0602 伊達市保原町字久保58-1 TEL 024-572-6911 FAX 024-572-6912	放課後等 デイサービスいぶぎ本店 〒960-0602 伊達市保原町字久保58-1 TEL 024-597-6833 FAX 024-597-6834
--	--	---	---	---



障がいのある子どもへの支援

● 障がい児相談支援事業

内容	障がい児通所支援事業等のサービスを利用するにあたっては、相談支援専門員が子どもの発達上の相談内容等をもとに障害児支援利用計画を作成し、継続的に支援します。		
事業所	相談支援事業所雲長舎	梁川町字本町62	☎563-3690
	伊達市社会福祉協議会相談支援事業所	保原町富沢字羽山5-3	☎574-2055
	相談支援事業所ハイジ	保原町字泉町80	☎575-3466
	特定相談支援事業所アスク	保原町字元町23番地6	☎597-7567
	相談支援事業所ひろせ	保原町高子岡238	☎573-4822
	相談支援センターすずらん	梁川町青葉町36	☎529-5629
	相談支援事業所ピサンリ	保原町字西町73番地3	☎597-8757

● 日中一時支援事業

内容	障がいのある児童に対し、日中における活動の場を提供することにより、家族の就労支援及び一時的な負担軽減を図るためのサービスを提供します。		
対象者・要件	原則、手帳をお持ちの方(児童の状態により利用できる場合もあります) ※利用するには、社会福祉課障がい福祉係で発行する受給者証が必要となります。		
事業所	ハッピーわんぱく園 保原町富沢字羽山5-3 ☎573-9221	日中一時支援事業所・ハイジ 保原町字泉町80,101-7 ☎575-3466	

● 医療型短期入所事業

内容	医療行為を必要とする障がいのある児童をもつ家族が、急用等のため、子どもを一定期間預けることが必要になった時、利用できる短期入所事業です。		
対象者・要件	身体障害者手帳1、2級かつ療育手帳Aを所持する方。 ※利用するには、社会福祉課障がい福祉係で発行する受給者証が必要となります。また、病院への相談、診察が必要になります。		
事業所	指定短期入所事業所 公立藤田総合病院 伊達郡国見町塚野目字三本木14		

手当・医療費等の助成について

● 障がい児福祉手当

問 社会福祉課 ☎575-1274

申 社会福祉課、各総合支所(保原以外)市民福祉係

20歳未満の在宅で生活されている方のうち、精神又は身体に重度の障がい
を有し、日常生活において常時介護を要する状態にある方に支給されます。

手 当 額:月額16,100円

支給時期:2月、5月、8月、11月



● 特別児童扶養手当

問 ネウボラ推進課 ☎573-5652

申 ネウボラ推進課、各総合支所(保原以外)市民福祉係

精神または身体に中度又は重度の障がいをする20歳未満の児童を監護
している父もしくは母、又は父母に代わって養育している方に支給されます。



適用期間	令和7年4月現在 ※額の見直しあり	
手当額	1級	月額56,800円
	2級	月額37,830円
支給時期	4月、8月、11月	

● 育成医療の給付

問 社会福祉課 ☎575-1274

18歳未満の児童で、疾患等により将来において障がいを残すおそれがあ
り、確実に治療効果を期待できる場合、その医療費の一部が給付されます。



その他

問 社会福祉課 ☎575-1274

申 社会福祉課、各総合支所(保原以外)市民福祉係

補装具の交付	身体機能を補助するため、車いすや補聴器などの交付と修理を行な います。
日常生活用具の給付	日常生活を容易にするため、ストマ用装具(排泄支援用具)などを給 付します。

問 ネウボラ推進課 ☎573-5652

補聴器購入費の助成	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴 器の購入・修理費用の一部を助成します。
-----------	---

能

障がいのある子どもへの支援